

1. まちづくりの基本的なすすめ方

都市計画の決定、変更と市民参加

都市計画マスタープランのうち、新たな幹線道路や土地利用については、現在の都市計画に加えて新たな計画決定や変更を行う必要があります。都市計画の決定や変更、地区計画の導入については、計画の熟度や事業の可能性などを判断しながら、適切な時期に実施していくものとします。

決定、変更にあたっては、公聴会などを通じて市民の参加の機会の確保、意見の反映を行うと共に、都市計画法の改正で創設された都市計画案の提案制度が活用しやすいような制度整備を進めます。

協働によるまちづくり

都市計画マスタープランに基づき、まちづくりや各種の事業を進めていく上で特に重要なことは、市民の理解や協力に加えて、まちを良くしていこうという市民の自主的な活動とこれに対する行政の支援や努力など、市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりです。

市民は、周辺環境に配慮した住まいづくりなど、自らできるところからまちづくりを始めるとともに、自分たちの身近なまちを見直し、より住み良いまちにしていこうために、地域の人々と共に考え、実行する必要があります。

また、市は、こうした住民主体のまちづくりに対して課題の提起、各種支援策の充実や公共施設の整備を進める必要があります。

計画的、効率的な事業推進と情報公開

まちづくりの実現のための様々な事業の実施については、十分な効果が発揮されるように、計画的に、かつ効率的に進めることが必要です。

そのためには、事業は静岡市総合計画などの上位計画、分野別計画に基づいて進めるとともに、さらに、事業計画や実施の各段階では、政策や事業の事前評価、中間評価や事業完了後の業績測定などにとりくみ、それを広く市民に公開することで、合意性と効率性の高い事業推進を図ります。

また、整備された公共施設を適切に保全し、長く維持することが長期的には高い効果を生むことから、施設のメンテナンスについても検討を進めます。